議案第68号

伊丹市立生涯学習センター条例の一部を改正する条例の 制定について

伊丹市立生涯学習センター条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和2年6月8日提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

利用料金の限度額の適正化を図るため。

伊丹市立生涯学習センター条例の一部を改正する条例 ( 令和2年伊丹市条例第 号)

伊丹市立生涯学習センター条例 (平成3年伊丹市条例第23号) の一部を次のように改正する。

別表1の項中備考以外の部分を次のように改める。

1 文化学習施設の利用料金の限度額

					1		1
区	分 \ 時	9 時か	1 3 時	1 8 時	9 時か	1 3 時	9 時か
間帯 ら12		ら 1 2	から1	から2	ら 1 7	から2	ら 2 1
	時まで		7 時ま	1 時ま	時まで	1 時ま	時まで
			で	で		で	
	<u> </u>						
1	エント	1, 5	2, 0	1, 5	3, 5	3, 5	5, 0
階	ランス	0 0 円	0 0 円	0 0 円	0 0 円	0 0 円	0 0 円
	ホール						
2	多目的	6, 4	8,6	6, 4	1 5,	15,	2 1,
階	ホール	0 0 円	0 0 円	0 0 円	0 0 0	0 0 0	4 0 0
I P	N. /	0 0 1 1	0 0 11	0 0 1 1			
					円	円	円
	交流ル	1, 8	2, 4	1, 8	4, 2	4, 2	6, 0
	<b>-</b> Д	0 0 円	0 0 円	00円	00円	00円	00円
	音楽練 1 時間につき600円					l	
	習室						
	H ±	<u></u>					<u> </u>
	多目的	1, 8	2, 4	1, 8	4, 2	4, 2	6, 0
	室 1	0 0 円	0 0 円	00円	00円	00円	00円
	多目的	2, 5	3, 3	2, 5	5, 8	5, 8	8, 3
	室 2	0 0 円	0 0 円	00円	0 0 円	00円	00円
	A H 11	1 0					0 4
					2, 4		
	室 3	0 0 円	0 0 円	00円	0 0 円	00円	00円

	会議室	6 0 0 円	800	6 0 0	1,400円	1,400円	2,00円
	和室	1,200円	1,600円	1,200円	2,800円	2,800円	4,00円
3 階	多目的室兼調理室	1,300円	1,700円	1,300円	3,00円	3,00円	4,3 00円
	講座室	2,3 00円	3, 100円	2,300円	5, 4 00円	5, 4 00円	7,700円
	創作室	1,200円	1,600円	1,200円	2,800円	2,800円	4, 0 0 円

別表1の項中備考7を削る。

別表2の項中備考以外の部分を次のように改める。

2 スポーツ施設の利用料金の限度額

区分	<ul><li>一時使用</li><li>(1人1</li><li>回につき)</li></ul>	定期使用(1人1月につき)				
		平日の昼間	土曜日,日曜日および休日	夜間	全日	
6 0 歳 未満の 者		7,00	5,00 0円	5,00 0円	8,50 0円	
6 0 歳以上の	7 5 0 円	4,50 0円	5,00 0円	5,00 0円	5,500円	

者

上記にかかわらず、学生については、定期使用に係る額は、1人1月につき全日4、500円とする。

別表2の項備考2中「,「午前」とは午前10時から午前12時までを」を削り,「は国民の祝日に関する法律」を「は同法」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の伊丹市立生涯学習センター条例の規定は、この条例の施行の日以後に施設の使用許可を受けた者について適用し、同日前に施設の使用の許可を受けた者については、なお従前の例による。